

2016年3月7日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 3月期決算、税務上の ポイント アベノミクス法人減税に注目

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

### エグゼクティブ・サマリー

3月も残すところあと数週間。3月期決算を採用する企業にとって決算準備がこれから本格化します。安倍首相が掲げるアベノミクスの「三本の矢」には、企業の収益力を高めるための法人税改革が含まれており、3月期決算法人もこの影響を受けることとなります。今般の法人税改革は「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるものです。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発への挑戦がより積極的になり、それが経済の好循環に資することが期待されています。

本レポートでは、3月期決算で税務上重要となる5つのポイント(1.法人税率引き下げ、2.欠損金の繰越控除、3.受取配当等益金不算入制度の改正、4.研究開発税制、5.外形標準課税の拡大)について説明します。

## 1. 法人税率引き下げ

政府は、平成27年度を法人税改革の初年度とし、数年かけて法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指しています。昨年度34.62%だった国・地方を通じた法人実効税率(標準税率)は、今年度は32.11%まで下がり、平成28年度にはさらに29.97%まで低下する予定です。

平成27年度税制改正により、法人税率は25.5%から23.9%(平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用)に引き下げられました。中小企業等の法人税率については、軽減税率の特例が延長され、所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率が引き続き19%から15%に低下しています。なお、800万円を超える部分については、中小法人以外の普通法人同様23.9%の税率が適用されます。

## 2. 欠損金の繰越控除

法人税率引き下げともなう課税ベース拡大により、欠損金の繰越控除制度等について改正が行われました。平成27年度税制改正では青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の控除の限度割合が、これまで所得の金額の80%だったのが、65%に引き下げられました。したがって、今3月期決算に適用される欠損金の繰越控除限度割合は65%になります。なお、平成28年度税制改正でこの項目のさらなる変更が示されており、平成28年4月1日から平成29年3月31までの間に開始する事業年度については60%となる予定です。これにより、来年3月期決算における欠損金の繰越控除限度割合はさらに引き下げられる見込みです。

## 3. 受取配当等益金不算入制度の改正

受取配当等の益金不算入制度について、次のとおり改正がありました。

益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおり改正。

改正前		改正後	
区分 (持株割合)	益金不算入額	区分 (持株割合)	益金不算入額
完全子法人株式等 (100%)	受取配当金額の 全額	完全子法人株式等 (100%)	受取配当金額の 全額
関係法人株式等 (100%未満 25%以上)	受取配当金額の 全額 (負債利子控除 あり)	関連法人株式等 (100%未満 1/3超)	受取配当金額の 全額 (負債利子控除 あり)
		その他の株式等 (1/3以下 5%超)	受取配当金額の 50% (負債利子控除 なし)
上記以外 (25%未満)	受取配当金額の 50% (負債利子控除 あり)	非支店目的株 式等 (5%以下)	受取配当金額の 20% (負債利子控除 なし)

## 4. 研究開発税制の改正

試験研究を行った場合の税額控除制度について、次のように改正されました。

- (1) 控除税額の総枠(一般試験研究費の枠+特別試験研究費の枠)の上限を引き続き当期の法人税額の30%とします。
- (2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、以下の改正がありました。
  - イ. 税額控除率を次のとおり引き上げます。
    - (イ) 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 → 30%
    - (ロ) 上記以外のもの → 20%
  - ロ. 控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で、当期の法人税額の5%とします。

- (3) 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限が、当期の法人税額の30%から25%へ低下します。

(注) これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととします。

- (4) 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止します。

		改正前	改正後
税額控除の総枠		30%	
一般試験研究費	税額控除率	8~10%(中小企業者等は12%)	
	控除限度額	法人税額の30%	法人税額の25%
特別試験研究費	税額控除率	12%	①特別試験研究機関等又は大学等との共同研究 30% ②上記以外 20%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内	一般試験研究費の枠とは別に、法人税額の5%
税額控除限度超過額		1年間の繰越し	繰越しは廃止

## 5. 外形標準課税の拡大

- (1) 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という)1億円超の普通法人の法人事業税、地方法人特別税の標準税率を次のとおり改正されました。

		改正前	改正後 (平成27年度)
付加価値割		0.48%	0.72%
資本割		0.2%	0.3%
所得割	年400万円以下の所得	3.8%(2.2%)	3.1%(1.6%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5%(3.2%)	4.6%(2.3%)
	年800万円超の所得	7.2%(4.3%)	6.0%(3.1%)
地方法人特別税		67.4%	93.5%

(注1) 所得割の税率欄のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率となります。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

- (2) 法人事業税資本割の標準課税、法人住民税均等割の税率区分の改正等

自己株式取得等により、法人の資本金等の額が著しく低くなる場合があります。このようなケースに対応するため、現行の資本割の課税標準である資本金等の額について、「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい金額へ変更されます。また、法人住民税均等割の税率区分についても同様に、「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい金額へ変更されます。

- (3) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

今3月決算の法人は、以下に掲げる所得拡大促進税制の適用要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとなります。(本項目は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度において適用。)

- イ その法人の雇用者給与等支給額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が一定割合以上であること
- 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
- ハ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

- (4) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

資本金1億円超の普通法人のうち、付加価値額が40億円未満の法人については、2年間、法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置が講じられます。

付加価値額	事業税から控除する額 (平成27年4月1日から平成28年3月31日 までの間に開始する事業年度)
30億円以下	(その事業年度の事業税額 - 平成27年3月31日現在の事業税の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額) × 1/2
30億円超 40億円未満	(その事業年度の事業税額 - 平成27年3月31日現在の事業税の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額) × 付加価値額に応じて1/2から0の間の割合を乗じた額

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160307

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)